

平成 23 年 11 月 11 日

## 医療機器開発部会会則

### (名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人小切開・鏡視外科学会附置機関「医療機器開発部会」と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都世田谷区大蔵 2-10-1 番地  
国立成育医療研究センター 臨床研究センター・医療機器開発室内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、特定非営利活動法人 小切開・鏡視外科学会の第3条及び第5条を推進するため、「医療機器開発部会」を附置し、技術、知識の向上と進歩普及を図るとともに、内視鏡手術用機器類等の開発を推進し、診断・治療手技の発展に寄与することを目的とする。

### (事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 低侵襲治療のための術式と高機能器械・器具の研究開発、およびその普及、実用化、事業化を行う
- (2) その他目的を達成するために必要な活動および事業

### (会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法人 小切開・鏡視外科学会の会員、賛助会員（企業、団体、個人）
- (2) コンソーシアムの事業に賛同する、大学、研究所、病院、企業、団体、個人

### (役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 : 1名
- (2) 副会長 : 若干名
- (3) 幹事 : 1名
- (4) 監事 : 1名

2 会長は、本会を主宰し会務を統括する。  
会員の中から互選により決定される。任期は2年とし、再任を妨げない。

3 副会長は、会員の中から選任し、会長を補佐し会務を行う。

- 4 幹事は、会長が委嘱する。
- 5 監事は、会員で選任し、会の運営を監査する。任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第7条 役員会の構成は、次の通りとする。

- 1 会長、副会長、幹事で構成し、会の運営を議する。
- 2 役員会は、会長が招集し、月1～2回開催する。

(顧問)

第8条 顧問は、役員会が選任し、置くことができる。

(事務)

第9条 この研究会の事務の処理は、特定非営利活動法人 小切開・鏡視外科学会の事務局（定款第47条）が兼務する。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする者は、その旨を本会に通知しなければならない。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

- 2 監事は、会計年度終了時に会計監査を行い、役員会においてその結果を報告する。

(会則の変更)

第12条 本会則の変更は、役員会の議を経て多数決にて決定する。

## 附 則

- 1 この会則は、この研究会の成立の日から施行する。
- 2 この研究会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長 千葉 敏雄

副会長 橋本 大定

木原 和徳

幹 事 山下 紘正

監 事 小高 明雄